



## 1 奨学のための給付金制度とは

- 高校生等（専攻科含む）がいる国が定める所得要件を満たす世帯の授業料以外の教育費負担（教科書費、教材費、学用品費、PTA会費、修学旅行費等）の軽減を目的とした、**返還不要の給付金**です。
- 世帯区分に応じて**年額10,100円～149,700円**を支給します。  
※家計急変による申請の場合は、申請時期によって支給額が異なります。
- 支給を受けるには**毎年、申請手続が必要**です。
- 就学支援金（認定を受ければ授業料を負担する必要がない制度）とは別の手続となりますのでご注意ください（就学支援金や各種奨学金と一緒に利用できます）。



申請  
期間

令和8年

**7/1 (水)～7/31 (金) まで**

**新入生**については**7/8 (水) まで**の申請で4月から6月相当額の**前倒し支給**もできます。（7/1以降も支給対象となる場合は、再度申請手続が必要になります。）

※7/2以降に家計急変した場合は随時申請できます。

## 2 支給要件（支給対象者）

全日制・定時制・通信制	専攻科
<b>【所得要件】※基準日時点で以下のいずれかの世帯に該当すること。</b> (家計急変による申請の場合は、経済的理由から以下のいずれかの世帯に相当する世帯)	
<ul style="list-style-type: none"><li>生活保護（生業扶助）受給世帯</li><li>保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が以下に該当する世帯<ul style="list-style-type: none"><li>ア 非課税（0円）である世帯</li><li>イ 105,500円未満である世帯</li><li>ウ 182,500円未満である世帯</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が以下に該当する世帯<ul style="list-style-type: none"><li>ア 非課税（0円）である世帯</li><li>イ 105,500円未満である世帯</li><li>ウ 264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯</li></ul></li></ul>
<b>【その他の要件】※基準日時点で以下の要件全てに該当すること。</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>高校生等が基準日に在学していること</li><li>高校生等が高等学校等就学支援金、学び直しの支援金又は専攻科の生徒への修学支援の新制度の支給対象者又は旧制度（令和7年度まで）の支給対象者であること</li><li>保護者等（親権者又は父母等）が鹿児島県内に住所を有していること</li><li>児童福祉法による見学旅行費または特別育成費（母子生活支援施設に入所している高校生等は除く）が措置されていないこと</li></ul> <p>※里親委託費のうち、修学旅行費又は特別育成費を受給してる世帯に扶養されている高校生等は対象外です。</p>	

基準日：7月1日（前倒し支給は4月1日、家計急変世帯は申請した翌月（申請のあった日が月の初めである場合は、申請のあった月）1日）

## 3 申請手続の流れ

- 1 申請用紙を取得します → 各学校の事務室にお問い合わせください（鹿児島県教育委員会ホームページからもダウンロードできます。）。
- 2 申請用紙に記入します → 申請用紙に必要な事項を記入し、添付書類を準備します。（5を参照）
- 3 申請書等を提出します → 各学校の事務室へ提出してください。
- 4 決定通知が届きます → 支給決定後、各学校を通じて「奨学のための給付金支給決定通知書」を交付します。
- 5 指定口座に振り込まれます → **令和8年12月頃（前倒し支給は8月頃）**に支給予定です。（家計急変による申請の場合は支給日が異なります。）

## 4 支給額（年額）

世帯区分※1	全日制・定時制		通信制		専攻科	
	新制度	旧制度	新制度	旧制度	新制度	旧制度
(1)生活保護受給世帯	32,300円(ア)	32,300円(ア)	32,300円(ア)	32,300円(ア)	—	—
(2)保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が以下の基準を満たす世帯						
非課税世帯※2	143,700円(イ)	143,700円(イ)	50,500円(イ)	50,500円(イ)	50,500円(ウ)	50,500円(ウ)
105,500円未満	47,900円(イ)	—	16,830円(イ)	—	16,830円(ウ)	10,100円(ウ)
182,500円未満	35,930円(イ)	—	12,630円(イ)	—	—	—
264,500円未満かつ 扶養する子が3人以上	—	—	—	—	12,630円(エ)	10,100円(エ)

※1 高校生等の国籍が日本国である場合及び特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等は新制度の対象です。いずれにも該当しない場合は、各学校の事務室にお問い合わせください。

※2 非課税世帯（生活保護受給世帯を除く。）については、物価高騰対策分として、上記金額に6,000円を加算した額を支給します。

※3 1人の高校生等につき、年1回、在学中に通算して3回（定時制課程又は通信制課程の場合は4回、専攻科に通う高校生等は専攻科在学中に通算2回（修業年限が1年の場合は1回））を上限として支給します。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）新制度の支給対象者又は旧制度（令和7年度まで）の支給対象者については、この回数に加えて1回（定時制、通信制は最大で2回まで）支給することができます。

※4 私立の高校生等の場合、支給額が異なります。

## 5 申請に必要な書類

世帯区分※1	全日制・定時制・通信制		専攻科	
申請に必要な書類※2	ア	イ	ウ	エ
①奨学のための給付金受給申請書※3（別記第1-1、1-2号様式）	○	○	○	○
②口座振込申出書（別紙1） ・原則、申請者名義の口座を指定してください。 ・通帳（金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ））が分かる部分）又はキャッシュカードの写しを貼り付けて提出してください。	○	○	○	○
③生活保護（生業扶助）受給証明書 ・福祉事務所が基準日以降に発行し「生業扶助」の記載があるもの	○			
④課税証明書等（コンビニ・市町村役場等で発行） ・原則原本かつ個人番号（マイナンバー）の記載がないもの ・親権者が両親の場合、父母それぞれ提出してください		○	○	○
⑤住民票（コンビニ・市町村役場等で発行） ・原本かつ個人番号（マイナンバー）の記載がなく、本籍の記載があるもの	○ （前倒し支給のみ）		○	○
⑥扶養親族申告書（様式11）				○
⑦国籍等申告書（様式12）	（高校生等の国籍が日本国以外である場合に必要） ※ア・イの世帯については、前倒し支給のみ提出が必要です。			
⑧在学証明書（様式4-1）	（県外の高等学校等に在学する場合に必要） ※基準日以降に学校で発行してもらってください。			
⑨個人対象要件証明書（専攻科のみ）（様式10-1）				
⑩委任状（別記第7号様式）	（在学する高等学校等による学校徴収金の代理受領を希望する場合に必要）			
⑪扶養誓約書（様式3）	（主たる生計維持者が申請者となる場合に必要）			
⑫家計急変状況申出書（別紙2）	（家計急変による申請の場合に必要）			

※ 家計急変による申請の場合は、上記書類に加えて、家計急変の理由等を証明する書類が必要になります。詳しくは各学校の事務室にお問い合わせください。

※1 世帯区分（ア～エ）は、「4.支給額」を参照してください。

※2 その他、家庭の状況などに応じて添付書類が必要となる場合があります。

※3 受給申請書に記載した住所が課税証明書等の住所と異なる場合で、課税証明書等の住所が鹿児島県外の場合は、申請者の住民票（個人番号の記載なし）を添付してください。

## 6 提出先・お問合せ先

申請書等の提出またはご不明な点につきましては、各学校の事務室までお問い合わせください。鹿児島県教育委員会ホームページでも案内しています。

鹿児島県 奨学のための給付金

検索

鹿児島県教育委員会ホームページ：<https://www.pref.kagoshima.jp/ba05/shougakukyuhukin.html>

※ 保護者等が鹿児島県外にお住まいの方は、各都道府県へお問い合わせください。各都道府県の問合せ先は、以下の文部科学省HPに掲載されています。

ホームページ：[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm)

